

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会
第4回委員会 会議録

1. 会議概要

(1) 開催日時：令和2年6月12日（金） 13：30～15：30

(2) 開催場所：佐久市臼田支所大会議室

(3) 出席者：

委員7名、オブザーバー1名（長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係）
コンサルタント2名（㈱KRC）、事務局3名（佐久市教育委員会）
関係部署2名（観光課・臼田支所）

(4) 欠席者

委員3名、オブザーバー1名（文化庁文化資源活用課 文化財調査官）

(5) 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 前回委員会の議事録
- 4 協議事項
 - (1) 本日の委員会の位置付け
 - (2) 基本計画の素案に関する検討
- 5 その他
- 6 閉 会

2. 協議事項の質疑応答

佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱第6条の規定に基づき、協議事項は会長が進行。

(1) 本日の委員会の位置付け

会 長：ただいまの説明について質問や意見等あれば、質疑、要望していききたいと思う。資料2の本日第4回の委員会及び基本計画の素案（骨子）という扱い方、それが次回の5回目の9月頃は原案であるということで、原案作成の前段階で素案を提示していただいたということである。前回までは、個別粗々の体系をつくらず意見を聴取させていただいた。それをもとに今日素案が提示されたということである。この位置づけに示されているように、本日の議論で、これは少しまずいのではないか、あるいはこうすべき、こうしてほしいということも含めて意見を出していただきたい。この後原案が作成されると、次はパブリックコメントを実施して基本計画の案がつくられるということで、今日はできるだけ思う存分、

忌憚のない意見を出していただくことが肝要であろうと思う次第である。この位置づけについては、事務局の説明に私が補足したようなことでよろしいか。私たちも本日これから意見を提示させていただくが、住民の方々の意見も反映させたいということである。まずは地元、田口地区の方々に回覧板を通してしっかりと基本計画素案を提示しつつ、意見をお出しいただく。意見を取りまとめるにあたり、個人情報ではないが、個人意見というもの尊重するために、FAXを使うことや、ひとり一人の意見が直接届けられるような形で回収する。いわゆる班長さんに取りまとめてもらうということではないという言い方がよろしいかと思う。またホームページからも意見をいただく。併せて保存会からも直接、すでに色々な意見をいただいているが、改めてヒアリングをさせていただくということで、素案をもとに、多くの意見を出し合うなかで原案作成に向けて進めていきたいということである。委員会の位置づけについてはこういうことであるが、何かスケジュールの点で意見があれば後程でも結構である。

(2) 基本計画の素案に関する検討

会 長：意見や質問をいただきたいと思う。現在の説明にもあった、前回から議論になっていた裏鬼門の話のところ、前回意見をいただいた委員が欠席であるが、しっかりと調査をしたうえで対応を図るべきだとおっしゃっていた。本日配布された明治初期の県立歴史館所蔵の資料であるが、いわゆるこれは地籍図というものでよろしいのか。

事務局：コピーなので見にくくなってしまっているが、地番なども書いてあるので地籍図ということでよいかと思う。

会 長：これに基づいて地租を負担しなければいけないが、その前に所有権が発生してということで、ちょうど西南の尖った辺りが全面的に開発された、耕地化されてしまい、おそらく龍岡城が廃城になってからどんどん民間の人たちが農地、耕地を広げていくなかで、石垣にもかなり手が加えられたと、そのようなことを物語る西南部分の図のように見えるわけである。他の箇所はしっかりと石垣は角張った形で残されているように思う。そうすると、まず今日の追加資料の地籍図で、西南部分の赤線の外の水色に描かれたところは水が入っていたということなのか。

事務局：資料の左側に凡例があり、一番右側に水と書いてある。おそらく水路であると認識してよいのではないかと思います。

会 長：つまり東側から農業用水かどうかはわからないが用水が取り入れられて、それが一度下って左側におそらく堀をなす、水取りをなす、つまり穴門の外、向かって右側には堀の水があったが、この資料の段階においてはそれがそのままずっと、おそらく農業用水のためであろうと思うが、水が左側、西側まで通された時期があるということのようである。

委 員：私が小学校に勤めていたころに聞いた話であるが、ここの隅は、会長の話にあったように農業用水である。この用水はご覧の通り雨川と接している。ここは絶えず災害になりやすかったということで、この隅の石垣を用水の都合で変えたという話を聞き、

そのように理解していた。調べたわけではない。農業用水がこの場所を通っており、見てわかるように災害に遭いやすい場所である。ここを改善するため、災害を防ぐために石垣を丸め、用水路を少し内側へ、河原から少し外すことで、土手がしっかりと堤防の役割を果たし、用水路を守るために、とにかく雨川との間にしっかりとした土手を築きたいために丸めたという話は聞いていた。それが事実かどうかは確かめていないので、ぜひ教育委員会で調べていただきたい。資料の吹き出しに書いてあることも要因としては考えられるが、私は用水のためだということを知っている。もう一つ石垣について、現在用水が通っている東のほう、東の隅から西の隅にくる途中に穴門があり、用水は途中で止まっているが、その前に石垣が中に切れ込んだ部分があるわけで、その石垣が一部残っていたような気がするが、今は残っていないか。体育館の南側である。そこは学級ごとに、学年によって農園、花畑にしていたので、その関係なのかもしれないが、そこに石垣が一部残っているような気がしたがどうか。

事務局：確認をしてみる。

委員：内側に入っているわけである。追加資料にある明治の地番でいうと何番になるのか。

事務局：八十一番と書かれている。

委員：八十一番の台形になっている部分に石垣があったはずである。結局これは民有地化してどうか、士族会に払い下げた。そして士族会が個々に土地を分配して売ったわけである。これがそのときの地番である。すべて畑にしたということである。その関係で地番が付いているわけである。石垣などはそのままであったが、いつどのように石垣が外されたのか、そして前にはなかったはずの石垣を、学校の校舎を建てるために新たにつくったわけである。西南の側と西側の石垣は後で、明治以降につくられたものであり、築城とは関係がないわけであろう。穴門というところである。穴門は実際にはずっと入ったところにあったわけである。その前は沼地ようになっていた。水が満水になったときに、溢れてはいけなかったので、堀の終末である南側の部分を10年程前に大改修をした。これも聞いた話ではあるが、城をつくったときにはこの水抜きは、きちんと満水ときには必ず溢れて外に逃がすように、そしてその他にも絶えず水を還流させるため、流すために、水を抜くための仕掛けがしてあったということである。そういった工法が取られていたということである。改修ではそこが少しわからず、今は止まっているのではないか。よって以前はその続きの西側の部分は沼地になっていた。

会長：議論は多岐にわたる意見がこれから出ると思うが、まず西南部分の件に関して、前回の議論から継承しながら、これをどのように取り扱って、本日の議題でもある計画素案に盛り込んでいくのかということだが、事務局としては何にしてもこの部分については発掘調査を試みるということの方針として考えているということが先ほどの説明でもあったかと思うがいかがか。

事務局：石垣を壊してまでは調査はできないと思うので、空堀である部分だとかそういったところについては発掘調査で確認したい。

会 長：何にしても、この西南の隅の、先ほどあった裏鬼門について、この説がどこからきているかわからないが、裏鬼門の隅欠（すみおとし）と書いてある部分について、これは発掘調査のタイミング的にはどのあたりで入れなければいけないのか。少なくともこの後の原案作成に盛り込む際には調査結果は反映できないので、原案をつくる際にこのあたりの発掘調査を行うということは明記することとするが、時期的には早いに越したことはないような感じがする。西南部分についての意見は大体このような感じで、他の論点に移ってもよろしいか。関連して他に意見があれば、あるいはこの点についてオブザーバーから何かあれば意見をいただきたい。

オブザーバー：この点に限ったことではないが、全体としての石垣という捉えではなく、場所を特定してここの石垣はいつまでにこうするとか、こちら側の石垣はこうするというように分けて捉えていったほうがよいのではないかと感じている。

会 長：ポイントを、順番をつかってやったほうがよいというお考えだということである。それでは基本計画には色々なものが盛り込まれているので、他の点についていかがか。

委 員：信濃教育会南佐久支部が昭和5年から実施した南佐久郡古城址調査の結果の図面では、西南の角のところはすでに丸くなっている。

会 長：それは発掘調査を行ったうえでのことなのか。

委 員：発掘ということではなくて、現状調査である。測量をして、その結果西南部分はずで丸くなっている。昭和5年から10年くらいの間にはすでに丸くなっているということは確かである。

会 長：地籍図であるが、五稜郭の形が西南に随分変えられたというか、一続きの土地が広がったような、城のほうから外に延びていったような図形に見えるがどうか。わからないことだらけで申し訳ないが、地籍図の西南部分の描かれたものは、現状がこの形なのか。例えば、砲台跡のところは現状ではもう少し角張っているように思える。つまりは、地籍図段階で民有地がこのように広がり、その後現状に復するような作業がなされたのかという質問である。現在の航空写真、その他を見ても、西側の角ははっきりとしていて、プールのところはえぐれている。プールをつくるにあたって、地籍図で形になっているところがえぐられたということだろうか。

事務局：プールのあるところは、城郭の西側に、東西方向に長方形で土地が並んでいる部分になる。

会 長：一度城は、明治初期に外に広げられた。それをまたプールの辺りでまた内側に、現在の形に復された、戻されたということなのか。

事務局：おそらく図面の東西に、長方形に並んでいる土地の東側のラインが今の石垣のラインという形になる。

会 長：そういうことか。そちら側か。

事務局：おそらく上から見た地籍図となっているので、石垣はあった可能性が高いという認識ができるかと思う。

会 長：私の見方が間違っていた。長方形の短冊状の土地がたくさん列挙しているその右側に石垣

が残っていたということか。

事務局：入口部分が台形にそこに残っている。本当にあったかどうかはわからないが、西側の入口の門、西側の入口の部分である。地番としては九十一番である。

会長：やっと理解が及んだ。少々誤解をしていた。そうすると、この南西の角、裏鬼門と呼ばれた場所はしっかり鋭角に描かれている。

事務局：そうである。この図を見る限りでは鋭角である。おそらく土地の区画になっているので、丸みを帯びたところも、もしかすると鋭角で区分していた可能性がある。そこは何とも言えないところではある。

会長：理解が及ばず混乱させてしまった。それでは西南の隅の話については、今後発掘調査を行い、そのうえで方針を出していく。したがって、石垣の補修、組み立てなども伴うものであったり、その他の民有地との関係もあれば、できるだけ早めの調査が必要になる。

委員：会長のおっしゃる通りだと思う。確認であるが、明治初期の地籍図を見ると北の角も鋭角ではない。これは現在もそうである。

事務局：現在も堀の外側は欠けている形になっている。

委員：ところが2ページの竣工図では角張っている。ある程度正確かという意味では概念図みたいなものになるのか。この竣工図で角張っているから当時から角張っていたとはいえないと考えるほうがよいわけである。ただし、発掘調査をしてみなければわからないかと思う。

会長：これは何か調査をしてみる必要があるか。てっきりここは現在も含めつつ角張っているのだと思っていたが、地籍図を見ると頭の部分は切られているような感じがする。

委員：内側の石垣は角張っているが、外側の堀の外側の部分がこのようになっている。

会長：子細に見ると、鷺見委員の話で少しわかったようなところもある。それでは今の問題についてはそのような対応をするということで、西南の辺りの発掘調査の必要があり、できるだけ早い時期に設定をするというようなことでまとめていただけるとよろしいかと思う。

会長：他の論点に移りたいと思う。本日欠席の委員から基本計画のなかでの意見をうかがっている。事務局からポイントについて紹介をいただいてもよろしいか。

<説明後>

会長：委員は本日急に都合が悪くなり欠席されているが、基本方針を見て意見を頂戴しているということで事務局から説明していただいた。繰り返しにはなるが、21ページの第5章、整備計画の5.1整備基本方針で、方針の3番目で「文化資産としての龍岡城跡を地域の内外に広く周知し、活用する。」とあり、地域の内外に周知する対象としての地域の内外であるが、龍岡城跡については、この委員会自体が史跡部分を対象としている。しかし、切っても切り離せないのは、周辺の枳形もそうだが、枳形は史跡に入っているが、かつてこの龍岡城の陣屋ができる以前の陣屋を含めた地域全体の、場合によっては田口城であったり、あるいは奥にある新海三社神社であったり、こういったものも含めた地域全体のな

かでの位置づけは落とすことができない論点になるといった趣旨であると思われる。そういったなかで周辺の文化財が色々あるが、そのなかの龍岡城五稜郭であるという意味合いから、方針の3において、「周辺文化財と連携しながら文化資産としての龍岡城跡を、、、」というような言葉を加えてはどうかという意見をいただいた。2点目の意見は、5. 2本計画で目指す姿、5. 3ゾーニングにおいて柵形が落ちているため、史跡全体について示しておくべきであるということで、より丁寧な形になるかと思う。以上の2点についてである。3点目はお台所の問題で、これは前回から議論しているところなので、この後議論を深めていきたいと思う。委員からいただいたコメントで、2点目についてはゾーニングの問題など、柵形の表示をうまく取り込んでいただくというのは必要だと思う。1点目については、この整備委員会自体が史跡の保存の後の整備計画だということで、1回目からもう少し広い連携のなかで龍岡城跡を位置づける必要があるという議論があった。であいの館の展示物にしても、龍岡城跡及び大給恒公だけを紹介するのではなく、地域全体のなかで龍岡城跡を位置づけるべきだということが繰り返し議論されてきたと議事録にあると思う。そのように基本計画素案も作成されていると思う。方針3について、ただいま申し上げたように、周辺文化財と連携しながらという言葉は補うというような修正を加えてみたらよいと思うのだが、意見があればお願いしたい。

ワザバー：整備計画は指定地内をどう整備していくかという計画になる。方針3についても、梅干野委員の意見もそうであるが、基本的にはそれは保存活用計画のなかで謳いこんでいくというのが正しい姿であると文化庁には言われてしまうと思う。

会 長：方針3についてか。

ワザバー：それは削除したほうがよいと思う。

会 長：それは入れないほうがよいということか。

ワザバー：保存活用計画のなかで謳いこんでいくはずのことであるので、整備計画としてはふさわしくない。当然その方針を踏まえて整備をしていくということになる。

会 長：それでは、ただいまの意見のとおり、基本方針にはその言葉は補わず、原文のとおりとするという考え方で、別の場所で謳っているその点を確認していきたいと思う。問題なのは以前からどう扱っていくのかということで色々意見をいただいたお台所についてである。お台所の保存活用に関する内容は前回の議事録にもあるように、移転するのか現状のままなのか、前回までは決定することはできなかった。そのような経過もあり、どう活かしていったらよいか。お台所は真正性を備えた史跡内でも唯一の建造物だというのは委員の意見のとおりである。これをどう活かすのかということの議論は、やはり本日の会議で集約した意見をつくっていく必要があると思っている。前回の議事録を見ることはしないが、要するに利用の問題として、現在置かれている場所にそのままにしておくが、さらに活用できるような、あるいは修復の必要もあろうかと思う。また、移転する場合、元の場所はおそらく真ん中くらいなるわけで、移転をすることの技術的な問題も含めて、以前委員から移動させるということは相当建物を傷めるというご意見をうかがったと記憶

している。そのあたりでもう一度口火を切っていただきたい。

委員：まず前回の議事録にもあるが、概要として曳家とはどういったものかという、建物を一旦上にあげ、レールの上に載せて引っ張る方法である。色々な道具があり、ころで引っ張るのだが、その建物を上げる際に、柱という柱に胴差しという太い角材、あるいは大きな建物になってくるとH型鋼を使用するが、それを全部通す。おそらくこのくらいの建物であれば木で行うと思う。ワイヤーロープの掛け方は曳家さん独特のやり方だが、全部壁を抜いてしまい、ワイヤーロープを絞めることで固定する。そして大きな梁、横架材と私は言うが、その下にジャッキをくわせて上げる。この建物は土台がついている。この時代の少し前までは礎石という石の上に乗っかっている構造で土台がない。このやり方は大変であるが、この建物には土台があるので、おそらく土台にもワイヤーをかけて上げると思う。上げた後、今度はころの上に降ろし、引っ張る道具を使用して転がす。結論から言うと、まず壁に穴をあけ、柱の四面にカバーをかけて養生をする。一番は壁をすべて抜いてしまうことである。この建物は土壁といって、下地には小舞という竹を井桁に組んだものがあり、そして土をぶつけていき、その後漆喰などで仕上げていくものだが、どうしても壁の全体的に穴が開いたままになってしまい、直すとしてもそこだけをきれいに切ることはできないし、結局壁は全部塗り替えることになってしまう。建物そのものが、新しいところと古いところに分かれてしまうという感じがある。プロがやることなのでほとんどないが、たまにジャッキが一時的に、一か所に集中してしまうことでジャッキが飛ぶと呼ばれる現象があり、ジャッキが飛ぶと建物が崩れてしまう。めったにあることではないが、それもなきにしもあらずということである。そういったことで壁や柱、全部の柱の四面を養生しても、やはり強引に引っ張り上げるものなので、柱が痛むこともある。そのような危険性があるということである。引っ張り始めれば50mでも100mでも引っ張れるし、上げたものはまた丁寧に降ろしてしまえばよい。やり方というか、そこに持っていくまでに少し建物が傷むのではないかと思う。

会長：今日は委員が欠席であり、意見をうかがえないのは残念であるが、御殿があった場所の発掘調査も予定されているわけである。そこで出た発掘の成果については、その後中心部分をどのようなイメージで復元していくのか、そのあたりのことと連動する。他の建物については、そこに建てるようなものは、何かどこからか移築できるようなものがあるわけではないだろう。もし動かすとするば、お台所だけがぼつんとあるようなイメージをしているのか。

事務局：お台所の南側に薬医門が付属していて、薬医門は新海三社神社に行く途中の丸山さんのお宅に残っているので、それを移築できるかはわからないが、測量をして痕跡調査をすることで復元ということはもしかすれば可能かもしれない。お台所の周辺では、大広間が落合の時宗寺の本堂に使われており、そちらも移築することはできないが調査の成果で復元というのは可能かと思われる。書院も一応残ってはいるが、だいぶ改変が加えられており、当時の様子がわからない状況になっているので、そこが難しい点である。中心部分は玄関

が昔の岸野小学校に移築されていたという話を聞いたが、その写真等があれば復元も可能かと思うが、建物ごとを繋ぐ要素というのが見えてこない。個々の要素はある程度つかめるかもしれないが、繋ぐところが難しいと考えられる。東通用門と大手門がもしかすると復元が可能かもしれないというところである。

会 長: 御殿の真ん中部分に集中した議論にしたいと思う。この点については地域の皆さんも含め、広い史跡公園のような公園のイメージを持っている方と、お台所を含めた御殿のような色々な建物が真ん中に建つイメージの方では、持っているイメージがだいぶ異なると思う。地域の方々にはこれからヒアリングをしていくようだが、地元の委員としては、そのあたりについて意見として、御殿の復元のようなイメージなのか、それとも平らな広々したイメージのままなのか。

委 員: どうなのか。あまりそういった話は聞いたことはない。一応大手門の復元はという声はある。御殿までという声はあまり聞いたことがない。まだそこまで地域の方には話が進んでいないのではないかと思う。

会 長: これは大きな問題であると思う。事務局からの話にもあったが、大手門と東通用門について、東通用門は成田山薬師寺に現物があるので、移築できないとしてもきちんと測量をし、レプリカをつくるということは可能であろう。大手門についても、大工の棟梁の家に模式図があるということである。私からも本日の追加資料として、新聞記事のコピーを配布させていただいた。上段が日本経済新聞で下段が朝日新聞である。昨年の法改正に基づいて文化庁の基準が緩和され、実際にこのように運用がされている。かつて文化庁では、きちんとエビデンスをつくり、根拠があるものでなければいけないというものであった。これは当然の考え方であるが、もう少し復元をすることで、より観光資源としての活用も考慮に入れるという考え方が、昨年の改正のよって強まってきたということである。先ほども紹介があったが、7月7日に文化庁から調査官にお越しいただけるという話であったが、事務局として、例の大工の家に残されている資料について、こういったもので復元が可能かどうか、そのあたり文化庁の感触というか、判断をうかがえるとありがたいと思う。やはり大手門をつくるというのは、この整備計画のなかでも意味のあるものなので、できるかできないかは大きな点になると思う。東通用門についてはおそらく問題がないに近いと思う。私としては、五稜郭は城郭であり単なる公園ではないということ、城郭らしさは石垣と堀に加えて、やはり門があるかどうかというのが要素として大きいように思っている。江戸城は現在皇居になっているが、幸い各門が残っている。しかし中に入ればただの広い公園としての空間である。そういったような、やはり外側から見る城としての史跡の価値は、2つ門を復元することができればとても大きい意味を持つのではないかと思う。7月7日の調査官との話し合いを踏まえ、原案に盛り込めるとよい。素案では一番後ろのほうに書いてあるが、可能であればさらに手前のほうで、計画の柱の1つになるものではないかという気がしている。そのあたりのことをきちんと来月くらいまでに詰めることができればかなり明確になると思う。大手門と東通用門の話はこういったことである。御殿

については、お台所を動かすかどうかである。

事務局：その点の補足として、24 ページを見ていただきたい。現在のお台所の位置のところであるが、土塁の発掘調査の成果次第ではあるが、現在のお台所の部分に土塁があったとすると完全に被っている状況になっている。もし土塁をきちんと復元することになれば、お台所を移築して復元すべきであるというようにも考えられる。この点の取り扱いが難しいので、意見をいただきたい。

会長：本日のところもお台所を移転させるかどうかという点は、決定できないということになるか。26 ページからの主な整備事業の方針という項目について、今後のスケジュール的な問題も含めて、前期、後期でどのように進めるのが妥当であるのか。この部分はきちんと確認をしておきたいところである。植物の委員が出席されているので、28 ページの樹木のところで、サクラの問題をどうしたらよいのか。まず28 ページの史跡とは関連しない要素であるが、樹木について大体どのような方針で進めていくのか、整備事業の方針として表示する必要があるかと思う。これは手順として上から時系列になっているのか。

委員：そのようになっているかと思う。植物というのは他の色々な重要な建物などが全部収まった後にどうしようかという話になるので、これをトップに持ってこられるとどうしようという感じである。特にサクラである。基本的なこととして切れない。やはり地元の方々の愛着があるので、整備で例えば建物を曳家で持っていくとか、そういった場合の支障になったらやむを得ず切ることはなるが、それ以外の場合はまず、先を見て枯れるのを待つというところが正直なところである。他の木であればあまり市民からの電話も来ないがサクラだけは来る。高遠城でもそうだったのだが、他に植えて、数十年かかるかもしれないが本丸は枯れるのを待ち、その後に遺構整備をするなど、サクラの根の周辺を掘ってサクラが枯れたとなってしまうと色々と言われてしまうので、これは本当に数十年がかりで考えていかないとならないことである。やはり堀の外、史跡の範囲外について、例えば堀の外側に遊歩道をつくるのであれば、さらにその外側にサクラを植えてサクラ並木をつくるとか、それが十分にきれいになったら支障木を切るとか、それでもやはり切れないと思うので、枯れるのを待つしかない。支障木は早めに切らないといけないが、サクラに関しては気長に待つしかないというのが実情であると思う。地元の方々からしたらそうだろう。

会長：サクラの木を伐採するというと、それだけで反対運動が起こりかねない。確認であるが、現在のサクラの生木を伐採するということはしないということは確認してよろしいのではないか。

委員：26 ページの石垣、土塁であるが、石垣カルテを早急につくるべきであると前回委員会でも委員がおっしゃっていたが、石垣カルテをつくった後で、江戸時代末期の当初からあった石垣なのか、その後に積んだ石垣なのか、一部補修されているのかといった判断がある程度できると思う。その後、本当の五稜郭の形にするかどうかの判断が出てくると思うので、1 から順番に始めるという感じで書いてあるのであれば、石垣カルテの作成はトップに移していただきたい。土塁もやはり発掘である。やはり調査で昔の形が、2 ページの竣

工図の形であったのかどうか確かめてから、先ほどのお台所に土塁が重なるという話もだが、それからどうしようということが判断できる材料になると思う。また、堀のトレンチについてもそうである。どこまで深いのかわからず、委員は本当に浚渫をされたりしたら石垣が崩れるのではないかと懸念されていた。これはトレンチが最初なのでよいと思う。前回委員会でも会長から5年後の姿という話もあったが、これが進まないで5年後に史跡公園として公園を開園するときの姿が具体的ににならないので、ぜひ調査から行っていただきたいと思っている。29ページの園路もそうだが、外周園路は堀に沿っているのである程度ルートはわかっているが、史跡内の園路も現在の図では大雑把に丸で描いてあるが、もし建物等についても復元あるいは遺構表示するのであれば、それに合わせた四角い形の園路とかに変えたほうがよいと思う。これについても、後々どこまで、どのように遺構復元、遺構表示をしていくのかということに係ることだと思う。5年後の開園時の姿について、基本計画図というのはいくぶん後になるのか。具体的にどのような姿で開園をするかをある程度決めていくのはいつか。

事務局：もう少し後になる。

委員：前期にすべての主要な部分を集めてしまったスケジュールであるが、当然遅れた場合は色々なことが後期に入り込むのか。

事務局：計画なので、市の予算の関係もあり、ずれ込む可能性も当然ある。なかなか計画通りにはいかない面もあるかと思う。それはこちらでも把握している。

会長：他の委員の方々も素案についての意見をお出しただけることがあったらお願いしたい。

委員：整備の内容ではないが、3ページの計画期間について、事業の継続という意味では第Ⅰ期中で前期と後期を続けるのは当然であるが、第Ⅰ期整備と第Ⅱ期整備は、3ページの下段のところに第Ⅰ期整備期間が示されている。この中で第Ⅱ期整備に関しては令和11年度以降に検討に着手するとされている。私の理解では今回と同様に、第Ⅱ期の整備が始まる2年前から委員会を組織して検討していくと理解してよろしいか。もし他の理由があれば、この11年度ということをあえて示した理由何か。いずれにしても、第Ⅰ期整備事業実施中に第Ⅱ期の整備検討委員会が開かれて第Ⅱ期について検討するというので、第Ⅰ期と第Ⅱ期が間を置かずに継続するという意味では非常によろしいかと思った。

会長：ただいまの意見について事務局から何かあるか。よろしいか。他の点から、何か指摘いただける点があればお願いしたい。

電線の地中化の話があったが、例えば24ページの図でいうとどこの電線を地中化しようという話になっているのか。小学校関係なのか。

事務局：計画としてはまだアイデアだけなので、整備が進むなかで支障のあるところを地中化というように考えているところである。

会長：外周の整備とも絡むと思うが、民有地との交渉について、先程の南西部分のプールの南側の話は少しわかったが、その他民有地で今後交渉が必要だということはどこなのか。

事務局：東通用門の橋の周辺で、6ページの㊸が東通用門にあたる場所で、道の両側に畑があるが、

ここも史跡内なので、現段階では必ずしも入手しようということではないが、可能であればここも史跡内ということもあるので、公有地化できればと考えてはいるが、そこまでは決めていない。基本的には西側の部分と南側の雨川部分を現在検討している。

会 長：雨川部分というのはどこか。

事務局：川に行く手前の河川敷のところである。

会 長：特にそういった点でいえば、⑱の現在プールがある南側の土地辺りは有効活用ができるかどうかという随分大きな問題である。これまでに交渉をしたことはあるのか。

事務局：以前あったようである。きちんとした交渉ではなく、口頭で行ったという経緯は聞いたことがあるが、あまり好意的な意見ではなかったと聞いている。プールを現在地につくる際にも、周辺の所有者と色々とあったという話も聞いている。

会 長：プール自体は小学校と共に撤去されるのか。

事務局：プールまで撤去されるので、そこを駐車場として早めに整備をしたいと考えている。

会 長：そこは問題ないと理解してよろしいか。では他の点ではいかがか。

ワザバー：民有地の件でよろしいか。例えば⑰、⑱のところ、空堀があるのかどうかの発掘調査をして、仮に空堀があったとすると追加指定の対象になってくると思う。そうすると民有地の史跡購入の補助金を使えるということにもなってくる。例えば⑰のところを駐車場に想定されているが、これの半分くらいまで堀が広がるということになると、駐車場を狭めないといけない可能性もあるので、発掘調査は急いで実施したほうがよいと思う。

会 長：その他で意見はあるか。

委 員：臼田では北越出兵という行事を観光行事としてやっていた。資金や人的な問題で今は中止になっているそうだが、いずれにしても何らかの形で北越出兵をしていたので、お台所の中にそれに係る資料がわずかではあるが多少ある。その関係で、五稜郭ということや、岡崎との関係もあるということで、現在自動車が通っている西側の黒門石橋の左右が花木園になっており、そこに記念木が植えられている。函館の市の木であるイチイの木が植えられておりオンコの木と呼ばれているもの、また岡崎の五万石ふじ（市の花）というものが植えられている。北越出兵と交流関係、他地域、城郭や、領主の出身地ということで係りのあるものを観光資源も含めて大事に扱ってよいのではないかとはいっている。

会 長：将来サインをつくる、パネル表示をする際にうまく反映されるとよい。他にいかがか。であいの館について、資料館としてガイダンス機能の強化を図るということで、28 ページの主な整備事業の方針にであいの館の整備についてあるが、場所はどこか忘れてしまったが、たしかであいの館はスペースを倍の広さくらいにはする必要があるだろうということであった。また、何か研究成果として、龍岡城や臼田地域についての情報をそこでビジュアルに映写するような、そういった計画などというものをどこかで見たような気がする。あるいは研究発表会なども行うというようなものもあった。

事務局：38 ページの最後の活用事業の展開という項目である。

会 長：38 ページの最後の3行である。田口城に登って、上から五稜郭を見ることができると

うかという議論もしなければいけないが、そうでない場合、「最新技術を駆使し、普段見ることができない上空からの映像の上映、建物等の復元が困難な場合におけるVR・CGの活用、海外からの誘客を図るための多言語による案内対応などを通して、ハード面の補完事業にも着手していきます。」と、こういうことが書かれている。1段落上のところでは、そのためにはというところで、「遺構復元整備や公園施設整備といったハード面の整備にとどまらず、ガイダンス機能の強化を目的としたであいの館を活用したソフト事業を展開していきます。龍岡城跡の歴史性をより多くの市民に周知するため、発掘調査の現地説明会や各種研究成果を公表・報告する機会を設けるとともに、復元整備に必要な史資料の情報提供の呼びかけや、龍岡城にちなんだ講演会やシンポジウムをはじめとするイベントを開催するなど、市民の関心を高め、活用のみならず、保全・管理への理解や参加を促していきます。」というように、これが活用事業の展開ということである。こういったところもとても大切なことから、将来の展望としては頼もしい素案ができており、期待できるものができあがっているのではないかと思うところである。委員にお聞きしたいが、白田地区の史資料を使った研究会のようなものは現在も続いているのか。

委員：研究会というか、陣屋日記を読む会をずっと続けている。

会長：読んだものは活字化されるようなこともあるのか。

委員：自分たちだけでは活字化してあるが、それを市に依頼して、今度本にして発刊していただきたいという話も進んではいる。20人近くで読んでいるが、1年分読むのに3年くらいかかっている。

会長：そうであろう。色々と意見を出していただいて、本日の時点での素案、とりまとめを事務局でお願いしたいと思うが、何かその他発言はあるか。オブザーバーにも個別に色々な発言をいただいたが、さらに全体を通してお気づきの点があればお願いしたい。

オブザーバー：36ページの関係機関・団体等との調整というもので、まさに五稜郭の星型でつくられているが、学識経験者という位置づけがよいのかもしれないが、この整備委員会から指導跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業の報告書が出されていて、整備計画書の章立てについて標準的なパターンが示されている。またそれを参考にして章立て等をつくっていただければよいと思う。まだ素案ということなので、すべて章立てが含まれていないと思われるが、整備計画書をつくるにあたって大事な部分が抜け落ちているような箇所もあるので、ご検討いただければと思う。また、3ページに戻るが、前回の議事録でも私の意見が書かれているが、具体的な成果を目標として掲げていくということが非常に重要だと思っている。後ろのほうで、主な整備事業の方針ということで前期、後期と分けて、それぞれの石垣であったり土塁であったり、こういったようにしていくと出ているので、そのあたりをうまくまとめて、前期5か年では史跡公園としてこんな形になるのだと、そして後期5か年ではこうなるのだというような、具体的な提示のほうがよいのかと思っている。特に第Ⅰ期整備期間の後期5か年の記述で、この内容だと前期が第Ⅰ期で、後期が第Ⅱ期のような捉え方になってしまうので、もう少し膨らませていただき、それぞれ具体的に目

指す姿を掲載していくことが大事だと思う。

会 長：文化庁からの報告書を参考にさせていただくとよいという指摘をいただいたが、項目のなかでこの辺りが落ちているのではないかというのを、今の時点で何か気付かれている点があるのか。

ワザバー：3の「(1) 史跡等の本質的価値に関わる指定理由を明確にする」や、「(2) 史跡等の概要」といったあたりである。まだまだ不十分のような気がしている。委員の指摘にもあったように、建造物の取り扱いをどうしていくのかということも明確に整備計画の中に謳いこんでいくという必要があると思う。現在残っているお台所だけでなく、もともとあった建物が、この史跡の中にあつた建物があるわけなので、それらをどうやって復元なり何なり整備していくかということも書いていく必要があると思う。

会 長：ありがとうございました。毎度毎度課題を私たちが申し上げて、事務局は宿題がいつもあつて大変だとは思いますが、ぜひ各委員の意見を受け止めて次のステップに向けて活かしていただきたいと思う。